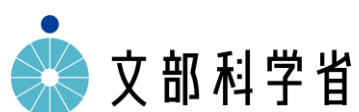


障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会  
議論のまとめ（報告）

令和4年3月

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課





障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会  
議論のまとめ（報告） 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 障害者の生涯学習を担う人材の現状と課題                | 1  |
| （1）障害者の生涯学習の現状と課題                     | 1  |
| ①障害者の生涯学習について                         | 1  |
| ②現状と課題                                | 1  |
| （2）本検討会による検討課題                        | 3  |
| 2. 障害者の生涯学習を担う人材の在り方                  | 4  |
| （1）障害者の生涯学習支援を開始するにあたり必要となる認識や知識      | 4  |
| ①新たな取組への期待                            | 4  |
| ②「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の活用方法 | 4  |
| （2）障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性やその役割    | 5  |
| ①障害者の生涯学習の支援・推進に関わる担い手に求められる意識・理解     | 5  |
| ②各実施主体における担い手の役割と課題                   | 10 |
| （3）障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策    | 11 |
| ①障害者の生涯学習に係る研修機会の充実                   | 11 |
| ②社会教育主事講習における学修内容への位置づけ               | 11 |
| ③社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成              | 12 |
| ④特別支援学校等の教職員に期待される役割                  | 12 |
| ⑤大学の社会教育主事養成課程の充実                     | 12 |
| ⑥障害者本人が担い手になるための仕組みの構築                | 13 |
| 3. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組           | 14 |
| ①社会教育に係る施策における障害者の生涯学習の重点化・明確化        | 14 |
| ②障害者の生涯学習に係る推進計画の策定と進捗状況の確認           | 14 |
| ③障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保                | 15 |
| ④モデル事業の今後の在り方の検討                      | 15 |
| ⑤障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発機会の充実             | 15 |
| 4. むすびにかえて                            | 17 |

（別添：障害者の生涯学習の推進に向けて関係機関に期待される取組）

## 1. 障害者の生涯学習を担う人材の現状と課題

### (1) 障害者の生涯学習の現状と課題

#### ①障害者の生涯学習について

文部科学省では、平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)への批准や平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)の施行等が契機となり、平成 29 年度に障害者学習支援推進室を新たに設置し、学校卒業後の障害者の生涯学習施策を開始した。この施策の開始にあたり発出された文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」<sup>1</sup>においては、文部科学大臣が特別支援学校を訪問した際、そこに通う生徒の保護者から「学校卒業後の学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安に感じている」という声を聴いたことが紹介されている。その後、文部科学省では、平成 30 年に「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」(平成 30 年 2 月 28 日生涯学習政策局長決定)を設置し、その議論を平成 31 年 3 月に「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―(報告)」<sup>2</sup>として取りまとめた。報告では、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指す社会像として掲げ、その実現に向けて、障害者の学びの環境整備等を行う等の方向性を示すとともに、国や地方公共団体等に求められる取組を示している。

令和 3 年度版障害者白書によれば、我が国の障害児・者の数<sup>3</sup>は、身体障害者 436 万人、知的障害者 109 万 4 千人、精神障害者 419 万 3 千人で、全人口の 8%程度となっている。令和 3 年度学校基本調査によれば、全体の高等教育機関への進学率が 8 割を超える中、特別支援学校の卒業生の高等教育機関への進学率は約 2.2%、特に卒業生の 9 割近くを占める知的障害者の進学率は約 0.5%に留まっている。これらの現状も、障害者の学校卒業後の学びや交流の場へのニーズを裏付けており、その充実が重要な課題となっている。

#### ②現状と課題

障害者の生涯学習は、社会教育行政・公民館等による障害者青年学級等の取組のほか、社会体育施設等によるスポーツ活動支援、特別支援学校による卒業生支援、大学による公開講座・オープンカレッジ、障害福祉サービス事業所による文化芸術活動等支援、NPO や

<sup>1</sup> 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」平成 29 年 4 月  
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/04/1384235.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1384235.htm)

<sup>2</sup> 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―(報告)」平成 31 年 3 月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm)

<sup>3</sup> 「障害者白書(令和 3 年度版)」より  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r03hakusho/zenbun/index-pdf.html>

ボランティア団体・当事者団体による情報保障・余暇充実支援など、多様な実施主体による取組が行われている。これらは、それぞれ実施主体や場の目的が異なっても、学校卒業後も生涯学習を通じて人生を豊かにしていくことを支えようとする関係者による貴重な取組<sup>4</sup>であり、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けた取組である。

しかし、全国的には未だ障害者の生涯学習は量・質ともに不十分な状況にある。文部科学省が平成 30 年度に実施した障害者本人へのアンケート調査の結果において、「障害者の学習機会の充実が重要」との回答は 81.1%であったが、「生涯学習の機会がある」とする回答は 34.3%、「仲間と学びあう場や学習プログラムが身近にある」とする回答は 28.3%となっている。また、平成 29 年度～令和 2 年度にかけて実施した生涯学習を支援する様々な実施主体への調査等においては、例えば、中核的な社会教育施設である公民館への調査結果では、障害者の学習活動の支援に関わった経験が「ある」との回答は 14.5%、担当者が「いる」との回答は 5.6%、特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーターが「いる」と回答した地方公共団体は、都道府県で 2.9%、市町村で 4.2%にとどまっている状況であった<sup>5</sup>。

さらに、文部科学省が実施している「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」<sup>6</sup>の委託団体<sup>7</sup>に対するアンケートの回答では、

- ・民間団体や大学等は先進的なプログラム開発等の優れた取組が多く見られるものの、予算等のリソース不足のため事業終了後の持続性や地方公共団体との連携に課題があること
- ・地方公共団体のうち、既に取り組の実績のあるものからは積極的な取組モデルは生まれているものの、新たに取り組を開始しようとする地方公共団体が少ないこと
- ・多くの地方公共団体では、共生社会の実現に向けて社会教育行政や社会教育施設のミッションに障害者の生涯学習を位置付けて推進していくためのノウハウや経験を有する人材が乏しいこと

等の課題が関係者からも挙げられている。

これらの結果からは、障害者本人にとって学校卒業後の生涯学習環境は未だ不十分であることと同時に、その主な担い手として期待される社会教育関係職員の障害者の学習活動支援への意識や知識、経験に課題があることが改めて明らかになった。

---

<sup>4</sup> 平成 29 年度から開始された「障害者の障害学習支援活動に係る文部科学大臣表彰」においては、令和 3 年度までの 5 年間で延べ 323 件の団体・個人が表彰された。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1398880.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1398880.htm)

<sup>5</sup> 平成 29 年度及び 30 年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」より。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm)

<sup>6</sup> 本事業のメニューとして、平成 30 年度から「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」を、令和 2 年度から「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究」を実施している。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1407843.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843.htm)

<sup>7</sup> 実践研究事業の平成 30 年度から令和 2 年度までの委託団体合計 28 団体のうち、地方公共団体は 8 団体（都道府県 6、市区町村 2）民間団体は 14 団体、大学等は 6 団体。

## (2) 本検討会による検討課題

こうした障害者の生涯学習の現状と課題を踏まえ、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて必要な取組、とりわけ障害者の生涯学習の支援・推進を担う人材の育成について具体的な検討を行うため、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」（以下、「本検討会」）が令和2年9月に設置された。本検討会では、障害者の生涯学習に関する現状と課題やこれまで文部科学省が実施してきた実践研究から得られた知見等を踏まえ、様々な実施主体や場においてこれを推進する上で不可欠な、

- ・新たに障害者の生涯学習を支援する取組を開始するにあたり必要となる視点や手法
- ・障害者の生涯学習推進を担う人材、特にその中核となる人材（コーディネーター）が身に着けるべき専門性やその役割

等について整理するとともに、

- ・今後、我が国において障害者の生涯学習を更に展開・発展させていくために考えられる方策

等について令和4年3月までに計10回の会議を開催し議論を重ね、その内容を取りまとめた。

なお、本検討会では、障害種別に共通する担い手の在り方を念頭に置きながら議論をしてきたものの、各障害種別を網羅する論点の整理・検討に至っていない。本検討会では、特別支援学校卒業生の9割近くを占める知的障害者の卒業後の学びの機会が特に少ない現状を踏まえ、学校卒業後の知的障害者等の生涯学習を中心にまずは議論を進めてきた。深め切れていない各障害種別に固有の論点に関する検討については今後の課題としたい。

## 2. 障害者の生涯学習を担う人材の在り方

### (1) 障害者の生涯学習支援を開始するにあたり必要となる認識や知識

#### ①新たな取組への期待

障害者の生涯学習支援の取組は多様な実施主体による先進的な取組が蓄積されつつあるものの、未だ多くの地域等において実施者側に経験者が少なく、取組の意義や方法についても十分に知られていないところである。

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を実現するためには、これまで障害者の生涯学習支援の取組を行ってきた地域等が引き続き活動を継続・発展させていくことはもとより、これまで取組が行われていなかったり、行われていたとしても不十分であったりした地域等で新たな取組が開始され、それらが定着・発展していくことが重要である。その際、地域によって障害者本人等のニーズや活用できる資源は異なることから、特に地方公共団体は、所在する地域内の特別支援学校や大学、障害福祉サービス事業所、NPO等における障害者の生涯学習支援について検証し、取組が十分に実施されていない場合は、自ら率先して障害者本人等のニーズを踏まえた取組を開始したり、関係団体における障害者の生涯学習活動の継続・充実に支援したりすることが期待される。

新たに障害者の生涯学習支援の取組を開始しようとする際には、先進的な取組事例から障害者の生涯学習に取り組む際に求められる視点や手法、取組を推進する担い手の役割等を学び、障害者本人等のニーズや地域において活用できる資源等を把握して実施していくことが重要である。このため、取組を開始するにあたって必要となる基本的な視点や、多様な学びの場における障害者の生涯学習の取組事例を広く紹介し、これから取組を開始しようとする関係者のきっかけや参考になるよう、「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」を作成した（詳細は別冊事例集を参照）。

#### ②「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の活用方法

本事例集は、障害者の生涯学習の担い手を増やしていくための入門ガイドとして位置づけられる啓発資料である。特に、地方公共団体における問題認識・連携手法・支援人材等の課題（必要性の認識不足、ノウハウの欠如、行政における庁内連携や民間団体等との連携の不足）を踏まえ、取組を進めるための基本的な認識や知識、参考となる情報等をコンパクトにまとめ、先進事例のエッセンスを共有することを目指した。現在、障害者の生涯学習支援の取組が十分に行われていない地域等においては、地方公共団体を中心とした関係者で本報告と事例集を参考にしながら、域内の障害者の生涯学習支援の取組をどのように開始し、定着・発展させていくか等について、検討を行うことが期待される。

また、既に取組を開始している地方公共団体や、その他の実施主体も、先進的な取組から新たな視点や工夫等を学び、現在の取組を継続・発展させていくことが期待される。

## (2) 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性やその役割

### ①障害者の生涯学習の支援・推進に関わる担い手に求められる意識・理解

障害者の生涯学習支援の取組の目的や実施主体は様々であるが、先行する取組事例からは、取組の推進にあたって、以下の役割を担う者が、それぞれ相互に役割を理解し、連携することが重要であると考えられる。

#### ・「事業推進者／コーディネーター」

想定される担い手：社会教育主事、公民館主事、図書館司書、博物館学芸員、その他の社会教育施設職員、特別支援学校教職員、大学教職員、社会福祉協議会職員、障害福祉サービス事業所職員、NPO職員等の各実施主体内部の事業担当者

#### ・「講師／指導者／学習支援者」

想定される担い手：各実施主体外部の特定分野の専門性を有する講師、大学教員、特別支援学校教員、障害者本人等

#### ・「学びを支援するサポーター」

想定される担い手：一般市民や学生等のボランティア、ガイドヘルパー、介助者、手話通訳等の情報保障を行う人材、家族、障害者本人等

また、実施主体や役割にかかわらず、障害者の生涯学習の支援・推進に関わる担い手は、  
(ア)「当事者中心の生涯学習」の視点  
(イ) 障害や障害者本人に関する基礎的知識・理解  
を身に付けておく必要がある。さらに、事業推進者／コーディネーターは、これらに加えて、  
(ウ) 当該地域において活用できる資源に関する知識やそれらを調整・活用する能力も身に付ける必要があると考えられる。

### (ア)「当事者中心の生涯学習」の視点

まず、障害者の生涯学習の支援・推進に関わる担い手に求められるのは、それぞれの役割や立場にかかわらず、障害者本人の学ぼうとする意志を出発点とする「当事者中心の生涯学習」の視点である。

1996年のユネスコ「21世紀教育国際委員会」報告書『学習：秘められた宝』では、「学習の四本柱」のうち、「learning to live together (共に生きることを学ぶ)」が教育の



最重要課題の一つとして指摘されている<sup>8</sup>。ここで提起されていることは、これまで学びから排除されてきた人たちの社会参加を実現し、多様な生き方や経験から共に生きることを学びあい、社会関係を結んでいくことが学習の根幹に据えられなければならないという理念である。そのためには、排除されてきた人たちの声を聴くことがまずもって重要になる。障害者の権利に関する条約の策定過程でも「私たちのことを私たち抜きに決めないで (Nothing about us without us)」という理念が重視された通り、障害者の生涯学習においても「当事者中心の生涯学習」の視点を土台にして考えていく必要がある。

これまでの学校教育や生涯学習を含む障害者支援の取組においては、学習機会等を提供する側の観点のみでプログラムが企画・運営され、障害者は用意されたプログラムが提供される客体とみなされる場合があった。そもそも生涯学習社会とは、誰もが生涯にわたりいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができる社会を理想としており、そこでは、単に障害者をはじめ社会参加に制約のある人々を学習支援や学習機会提供の客体として位置づけるのではなく、自ら学ぶ内容や方法を選びとり、他者とともに学び合う学習主体として捉えることが前提となる。

具体的な取組においては、障害者本人が講座等の企画運営に参画したり、障害者自身が学習の支援者になったりしていくことが想定される。さらに、障害者本人の潜在的なニーズを把握するためには、プログラム以外の非定型的な場づくりも重視し日常的な対話等の機会を充実させていくことも有効である。

「当事者中心の生涯学習」の視点に立ったとき、障害者の生涯学習の支援・推進に関わる担い手にとって専門的な知識や技能以上に重要なのは、「障害者本人の考えやニーズを聴く力」や、すぐに障害者本人のニーズが表現・表出されなかったとしても「信頼関係を構築し、待つ力」と言える。

また、障害者の生涯学習の担い手自身が、学習支援のプロセス等を通じて障害者本人から新たな気づきを得たり、学んだりしていくことがある。障害者の生涯学習では、プログラムを提供する側にとっても、参加する障害者本人のプログラムに対する受け止めや必要な情報保障等の合理的配慮、更には自身の障害に関する認識や社会環境の課題について学ぶ場になり、この学びが障害者の生涯学習を担う人材としての専門性やプログラムの質の向上につながると考えられる。障害者の生涯学習の担い手は、自身が支援者であると同時に「共に学ぶ当事者」でもあるという意識を持ち、自覚的に学び続けることが必要である。障害者本人と障害者の生涯学習の担い手が共に学ぶことは、共生社会の実現に向けた重要なプロセスでもある。

障害者の自己決定を支える情報保障の対応やコミュニケーション（自己決定の基礎となる情報を障害者に伝える力や障害者の意思表示を理解し発信を助ける力）などの力量は、そうした意識・態度・視点を前提に形成されていくといえる。

---

<sup>8</sup> 邦訳書は1997年に刊行。本書において、「学習の四本柱」は、「知ることを学ぶ (Learning to know)」、「為すことを学ぶ (Learning to do)」、「(他者と)共に生きることを学ぶ (Learning to live together)」、「人間として生きることを学ぶ (Learning to be)」として示された。

障害者の生涯学習の担い手には、以上の認識のもと、それぞれの学びの場における特性、それぞれの担い手が有する経験、知識、専門性等を最大限活用しながら、学びの場づくりや環境整備に共同参画していくことが求められる。

### (イ) 障害に関する基礎的理解

障害者の生涯学習支援に取り組む上で、障害者本人の特性や障害者を取り巻く社会情勢の変化といった障害に関する知識や理解は不可欠である。

社会教育主事や公民館主事、図書館司書、特定分野の専門性を有する外部講師等、これまで障害者に接する経験が十分になかった者が新たに障害者の生涯学習支援に取り組む際には、障害についての基礎的知識(障害の種類や特性)や支援の際に必要な視点(合理的配慮)、障害者を取り巻く社会情勢の変化(障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等の背景、障害の社会モデルの考え方)等を学びながら、必要に応じて障害に関する専門性を有する社会福祉関係職員や特別支援学校教職員、医療関係者、家族等と連携し、障害者本人の特性を捉えた支援を検討・実施することが求められる。ここでは、「支援者や家族等につながり、頼る力」などが重要になると言える。

その際、一般的に障害者は、学校在学中は障害の特性等に応じたペースや内容で学んできたケースが多いこと、健常者に比べて学校卒業後の学びの経験や家庭、職場、福祉サービス以外の場での日常的な交流等の機会が乏しい場合が多いこと等を理解し、障害者のこれまでの学び方や生活経験に応じた生涯学習の支援やプログラムの検討を行うことが重要である。同時に、障害者差別解消法で提供が求められている「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態やニーズ等に応じて決定されるものであり、学習機会提供者と学習参加者本人・家族等と可能な限りの合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことに留意する必要がある。また、合理的配慮の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。基礎的環境整備として、例えば、段差のある場所にスロープを設置する、情報保障のために文字・手話・点字・音声を使う、パニックになった人が落ち着けるスペースを設けるなどの対応を予め用意することも重要だが、必要とされる配慮は障害者一人一人異なるため、対話を通じて参加者固有のニーズに寄り添い、合理的配慮を適切に提供することによって学びへの参加の障壁を取り除いていくことが求められる。

学びのための環境整備の一つには、医療的ケアが必要な学習者等が安全に学習活動に参加するために、学びを自宅等に届ける訪問型生涯学習や医療的ケアを実施できる医療関係者等と連携した学習支援等を行う取組もある。これらは、重度の障害があっても生涯学習に取り組める条件整備として重要である。

また、この間の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、障害者の生涯学習の学びの場や活動も大きな制約を受けた。その一方で、オンライン活動・動画配信等を有効活用した学習方法や表現活動の導入、SNS等を活用した交流機会の確保など、障害者の社会とのつながりを確保する試みやそれぞれのニーズに寄り添った学習支援も広がった。例えば、感染に

よる重症化リスク等のある外出が困難な障害者等は、ICT を活用した学習機会が充実したことで、介助者、医療関係者、家族等の支援を受け、これまで以上に多様な学びの機会にアクセスすることが可能になった事例もある。今後は、基礎的環境整備の観点からオンライン等の遠隔教育や多様な ICT ツール活用等の可能性を模索することも求められている。

#### (ウ) 地域資源を調整・活用する能力

障害者本人等のニーズや障害者の生涯学習に関する取組や活用できる資源の状況は様々である。このため、障害者の生涯学習の目的や内容は画一的なものではなく、それぞれの地域において少しずつ異なるものであると考えられる。このため、障害者の生涯学習支援を担う者には、障害者本人等のニーズや当該地域において活用できる様々なリソース（特別支援学校、障害福祉関係機関、当事者グループや親の会等）を把握した上で、必要とされる障害者の生涯学習支援を推進していくことが重要である。

例えば、当該地域において様々な実施主体による取組が進んでいる場合は、実施されている取組の内容を把握するとともに、実施者との連携や支援を行いながら、更に必要な取組を検討・充実させていくことが重要である。当該地域において障害者の生涯学習支援の取組が十分に行われていない場合は、地方公共団体が中心となり障害者の生涯学習支援に係る先進的な取組を把握した上で、障害者本人のニーズや当該地域で活用可能な地域資源の把握を行うことが求められる。

また、地域において障害者の生涯学習に活用できるリソースは、「障害者」の福祉支援制度や「生涯学習」の行政・施設のみ限定して捉えるのではなく、SDGs の観点から社会的包摂や共生社会の推進等の活動に取り組む民間企業や社会福祉協議会、ボランティア団体、学習サークル等、幅広い観点から収集・把握することが求められる。

地域資源や学習機会情報の収集・把握に当たっては、当該地域において障害者の生涯学習の関連領域である「学校教育」、「社会教育」、「障害福祉」、「就労支援」等に係る多様な実施主体・取組や担い手を把握することが重要である。これらの領域では、地域による違いはあるものの多様な主体・取組や担い手が存在しており、障害者の生涯学習や共生社会の実現を推進する上でも貴重な地域資源となり得る。障害者の生涯学習という新たな取組を介した多様な関係者によるネットワーク創出によって、地域における障害者の生活を豊かにすることや共生社会の実現につながるものと考えられる。

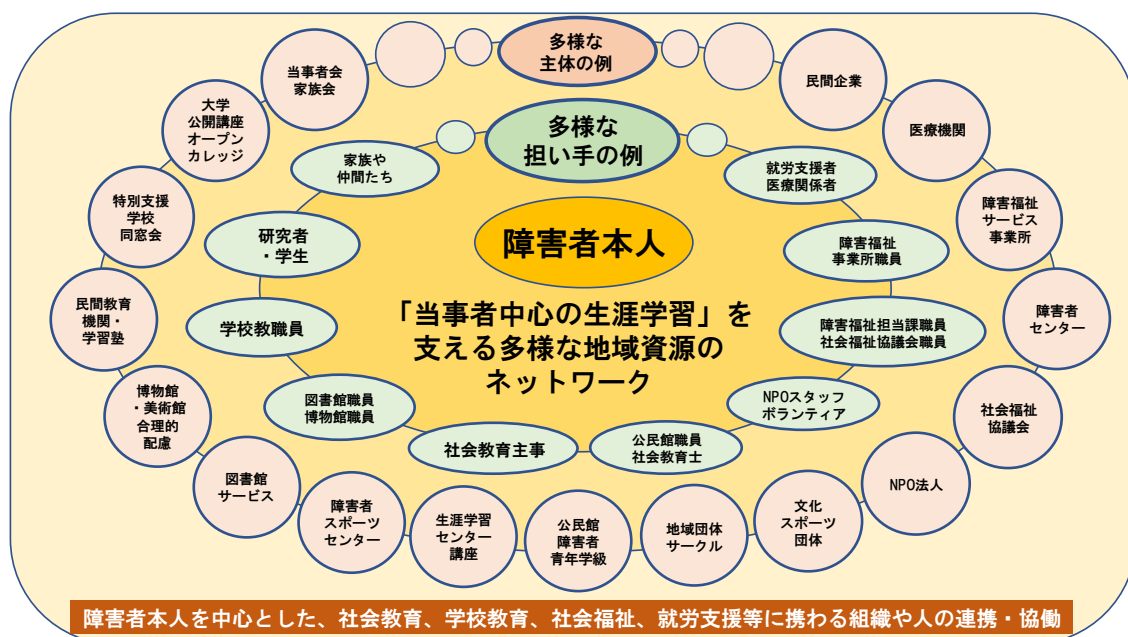
具体的には、例えば、中心となる社会教育担当部局等の職員に障害者と接する経験が十分でない場合は、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会等に社会教育主事等の関係者の参画を推進すること、あるいは社会教育委員や公民館運営審議会、図書館協議会等の委員として障害者本人や家族、障害福祉部局・特別支援教育担当者等の参画を推進することにより、障害者本人や家族からのニーズ把握、地方公共団体内での知見や経験の共有・活用を図ることが期待される。

また、学校教職員、社会福祉関係職員（相談支援専門員や社会福祉協議会職員等を含む）、

雇用主、障害者本人や家族などで情報を共有する仕組みが重要になるため、社会教育主事等によるネットワーキングが期待される。社会教育法に基づき、教育委員会事務局に置かれる社会教育主事には、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的助言と指導に当たることを通じ、学びの活動をコーディネートし、人々の自発的な学習活動を援助する役割が求められている<sup>9</sup>。障害者の生涯学習の推進や社会的包摂の実現に向けた社会教育の振興においても社会教育主事に期待される役割は大きい。

文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の中で行われている都道府県を中心とした地域コンソーシアム形成事業においては、社会教育主事等が中心になって、多様な主体・ステークホルダーが交流・連携を図りながらネットワークをつくり、障害者の生涯学習支援体制を構築していく事例が生まれている<sup>10</sup>。

また、文部科学省においては、令和元年度より「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」として、多様な参加者と障害者の生涯学習の推進施策や実践事例を共有し、学び合いによる学びの場の担い手の育成を目指す取組を全国各地で開催している。今後も、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を通じて、障害者の学びの場の充実、各領域・分野の関係者のネットワーク形成を目指す機会として、各都道府県におけるコンファレンスの実施を推進していくことが求められる。



図：「当事者中心の生涯学習」を支える多様な地域資源のネットワークのイメージ

<sup>9</sup> 中央教育審議会生涯学習分科会「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現～」(令和2年9月)17頁。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/1330378\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/1330378_00001.htm)

<sup>10</sup> 令和2～3年度に地域コンソーシアム形成事業に取り組む北海道、秋田県、兵庫県、宮崎県では、多様な主体・担い手の連携による取組が進展している。

## ②各実施主体における担い手の役割と課題

これまで障害者の生涯学習について先駆的に取り組んできたのは、障害児の保護者、きょうだい、あるいは特別支援学校・学級の教職員、障害者と接する機会がある住民、学生等、ボランティアとしての担い手であった。しかし、今後障害者の生涯学習を全国に拡大していくためには、地方公共団体や教育等機関、各種団体などの様々な実施主体が担い手の中心となり、組織的なミッションの一つとして推進していくことが期待されている。

障害者の生涯学習の目的や内容は、その実施主体（地方公共団体、特別支援学校、大学等の高等教育機関、障害福祉サービス事業所、NPO等）の目的等の違いにより異なるため、それぞれの実施主体における障害者の生涯学習支援の担い手に求められる専門性や役割も異なるものである。本検討会では、（１）教育委員会、（２）公民館・生涯学習センター、（３）図書館、（４）特別支援学校等、（５）大学等の高等教育機関、（６）障害福祉担当部局等、（７）社会福祉協議会、（８）障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等、（９）生涯学習事業に取り組むNPO等（当事者団体等含む）といった実施主体毎に障害者の生涯学習をめぐる現状と課題、期待される取組、担い手に求められる役割等を取りまとめた（詳細は、本報告の別添「障害者の生涯学習の推進に向けて関係機関に期待される取組」を参照）。

各実施者は、前段の「障害者の生涯学習の支援・推進に関わる担い手に求められる意識・理解」を持つことに加えて、それぞれの実施主体において求められる役割や専門性等を理解した上で、新たな取組を開始したり現在の取組を充実させたりすることが期待されている。

### (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

#### ①障害者の生涯学習に係る研修機会の充実

障害者の生涯学習を着実に進めていくためには、事業推進者／コーディネーターの育成・確保が極めて重要である。また、障害者差別解消法等において差別の禁止や合理的配慮の提供が国や地方公共団体等に義務化されたなかで、障害者の生涯学習に関する理解の重要性は年々増している。特に地方公共団体の社会教育関係職員が、障害者の生涯学習推進に関する基本的な考え方や先進事例について学ぶ研修機会等の充実は、喫緊の課題である。

このため、都道府県教育委員会においては、市区町村の社会教育主事や公民館主事など社会教育関係職員を対象とした研修の充実が求められる。また、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターをはじめ、全国社会教育委員連合や全国公民館連合会、日本図書館協会等の社会教育関係組織による研修実施や事例等の調査研究等の充実も期待される。

#### ②社会教育主事講習における学修内容への位置づけ

事業推進者／コーディネーターの育成・確保にあたっては、社会教育専門職員養成制度において障害者の生涯学習を学ぶ機会を充実することも重要である。国においては、特に令和2年度から開始された新たな社会教育主事講習における「生涯学習支援論」等の科目において障害者の生涯学習の位置づけを検討していく必要がある。生涯学習支援論は、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図ることを目的として新設された科目であり、取り扱う学習課題として例示される「人権教育」や「社会福祉と社会教育」などとの関連からも、障害者の生涯学習は重要なテーマの一つといえる<sup>11</sup>。障害者に限らず、学びの機会が十分になかった人たちの社会的包摂に向けた取組は、今後の生涯学習支援には欠かせない視点だといえる。

令和2年度以降の社会教育主事講習・養成課程の修了者は、多様な分野で活躍が期待される「社会教育士」の称号を得ることができる<sup>12</sup>。これからの社会教育主事・社会教育士は、障害者の生涯学習の支援・推進の担い手となることが期待されるとともに、社会における多様な学習活動において障害者を包摂していく観点の取組が求められている。

また、新たな社会教育主事講習では、取得単位数が9単位から8単位に改定され、削減された「社会教育特講」の内容として例示された様々な現代的課題（「社会的包摂と社会教育」や「特別支援教育と社会教育」等）については、社会教育主事等が具体の地域課題を踏まえ、身近な題材等を活用しながら実践的に学ぶ方が必要な知識や技能を習得する

<sup>11</sup> 令和3年度の社会教育主事講習では、資格付与講習を実施する13機関のうち、「障害者の生涯学習支援」を中心テーマとする授業を設定したのは5機関、「社会的包摂」や「共生社会」などの観点の一つとして「障害者の生涯学習支援」を取り上げた授業を設定したのは5機関であった。

<sup>12</sup> 文部科学省「社会教育士について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/mext\\_00667.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html)

上で効率的・効果的であることから、今後は現職研修等において取り扱うこととされている。こうした動向も踏まえ、社会教育主事・社会教育士等の現職研修においても、障害者の生涯学習を積極的に取り扱うことが期待される。

### ③社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

障害福祉サービスとしての自立訓練事業や就労移行支援事業、地域生活支援事業等を実施される学習支援、スポーツ活動支援、文化芸術活動支援等は、事業の目的は異なるものの、広い意味での生涯学習として捉えることもできる。したがって、障害福祉サービスに関わる関係者が障害者の生涯学習について理解を深めることは、障害福祉サービスにおいて生涯学習となり得る活動機会の提供が増えたり、教育部局と福祉等の部局が連携・協働した障害者の生涯学習支援の取組や情報提供を進めたりする上で有意義である。

このため、社会教育主事講習や都道府県・市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させるなどして、関連領域の担い手を育成し、相互の連携を促進することも重要である。

### ④特別支援学校等の教職員に期待される役割

特別支援学校等の教職員には、平成31年学習指導要領改訂を踏まえ、学校卒業後の障害者の生涯学習につながる地域に開かれた教育課程の実現や、特別支援学校等の在学時から生徒の生涯学習への意欲を向上させるための取組等が求められている。こうした取組を推進するためには、特別支援学校等教職員の研修において障害者の生涯学習を取り上げることや、特別支援学校等教職員の社会教育士の称号取得を促進することも有益であると考えられる。また、特別支援学校がコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じて地域とともにある学校づくりを推進し、特別支援教育の地域ネットワーク拠点として卒業生だけでなく地域の障害者に視点を向けていくために、社会教育行政をはじめ幅広い地域の関係者等との交流や連携を深めていくことも重要である。また、特別支援学級を設置する学校等においても、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じて、障害のある在学学生に対する働きかけや卒業生のアフターケアなどの観点から、地域ネットワークの一端を担っていくことが期待される。

また、特別支援学校等の教職員が退職した後に、現職のときとは異なる側面から卒業後の障害者の学びと交流の推進に向き合うことも期待されている。

### ⑤大学の社会教育主事養成課程の充実

各大学における社会教育主事養成課程においては、「生涯学習支援論」等の科目において障害者の生涯学習が位置付けられる必要がある。また、履修学生が「社会教育演習」や「社会教育実習」、「社会教育課題研究」等の科目を通じて、各地域の社会教育施設等にお

ける障害者の生涯学習活動に参加・参画していくことも考えられる。「学びを支援し共に学ぶサポーター」として学生の障害者の生涯学習活動への参加が促進されることによって、ボランティア等の不足等に苦慮する既存の取組の課題解決や障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会の充実につながると共に、学生の障害理解の促進等の教育効果が期待できる。障害者の生涯学習について学ぶ社会教育主事養成課程を通じて、学生が卒業後、例えば、就職先の企業等におけるSDGs推進の一環として、障害者の生涯学習機会創出に貢献したり、人事担当者として研修機会を通じて「障害の社会モデル」等を踏まえた障害理解を普及したりする活躍も期待される。

## ⑥障害者本人が担い手になるための仕組みの構築

本報告書が提起する「当事者中心の生涯学習」の推進にあたり、これまでもセルフアドボカシーや本人活動といった障害者本人の主体性を重視した取組があった。また、近年、当事者セルフヘルプグループやピアカウンセリング、ピアサポートなど、様々な分野で障害者本人による支援活動が広がっており、障害者の生涯学習においても、障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手になることを支える仕組みの構築が今後の課題になると考えられる。障害者本人が生涯学習の担い手となっていくことは、「当事者中心の生涯学習」への寄与をはじめ、障害者の生涯学習の環境改善や障害者の社会的活躍の促進など、共生社会の推進にとっても重要な意義がある。

現在も、NPO等における生涯学習のプログラム開発や大学における履修証明制度等を活用した生涯学習の取組等を通じて、障害者本人が学習成果を生かして学習支援者になっていく事例も生まれている。また、図書館において障害者本人の視点に立った図書館サービスを実施するために、障害者本人でピアサポートができる司書や図書館職員等の人材育成のための研修会<sup>13</sup>が実施されている。今後は障害者本人を対象にした支援者養成のプログラム開発への発展も期待される。

今後、障害者本人が学習機会の企画運営等の担い手となることを推進するためには、障害者本人による社会教育士の称号や司書資格等の取得を支援することも有効である。そのために、障害者の社会教育主事講習や司書講習等の受講において、オンデマンド教材等における字幕やテキストデータの提供、ファシリテーションや演習・実習活動のバリアフリー化などの合理的配慮の提供を一層充実する必要がある。

---

<sup>13</sup> 文部科学省委託事業 令和2年度読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修「ピアサポートができる司書等育成研修会」 <https://www.nagoyakai.com/event/20210125.html>



### 3. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

障害者はその特性によっては、ゆっくりと学び、時間をかけて成長していく場合があり、学校教育から卒業後における多様な学びへの接続・継続・発展の必要性、重要性が指摘されている。また、近年障害者雇用等が推進されてきたが、他方で障害者の職場定着率の低さが課題になっている。社会において障害のある人とない人が場や時間を共にする日常的な交流等の機会が乏しい現状において、障害者が多様な他者との関わりをはじめとする社会生活・地域生活への主体的な参加・参画につながる学びの必要性、重要性は更に高まっている。

しかし、障害者が学校卒業後に学び続ける環境は未だ十分に整備されていない。障害者の生涯学習を推進し、障害者本人が生き生きと学び、生活全体を豊かにすることができる様々な学びの場を充実させることが喫緊の課題である。

このため、国において障害者の生涯学習を重要政策として位置づけ、以下の施策に取り組むことにより、障害者の生涯学習の推進を加速させることが求められる。

#### ①社会教育に係る施策における障害者の生涯学習の重点化・明確化

地方公共団体の教育行政、とりわけ社会教育行政は、地域における障害者の生涯学習推進の中心的な役割を担うことが求められる。その一方で、障害者の生涯学習は多様な領域と重なる部分があることから、社会教育の対象として十分に認識されていない場合もある。地方公共団体における障害者の生涯学習支援の取組を推進していくためには、国において、社会教育・生涯学習推進施策として障害者の生涯学習を明確に位置づけ、重点的に推進していく必要がある。

今後、国においては、例えば、社会教育法等の改正や国による社会教育の取組の指針を提示する等、実効性のある方法について継続的な検討を行っていく必要がある。

#### ②障害者の生涯学習に係る推進計画の策定と進捗状況の確認

地方公共団体等における障害者の生涯学習推進の取組を着実に進めるためには、国の計画において障害者の生涯学習推進が位置づけられ、それが地方公共団体の計画に浸透していくことが重要である。「次期教育振興基本計画の策定について（諮問）」（令和4年2月7日）においても、審議事項の一つとして、「学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて」が盛り込まれている。このため、今後の国の教育振興基本計画や障害者基本計画等において、障害者の生涯学習の推進が共生社会の実現を目指した学習の充実や、そのための環境づくりにつなげていく取組として、具体的な目標とともに位置づけられ、着実に実行されていくことが求められる。また、進捗状況の確認にあたっては、社会教育調査等において、社会教育施設等における障害者の生涯学習支援の実施状

況や社会福祉協議会等との連携状況等を新たな調査項目に加えることも検討を行う必要がある。

### ③障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保

障害者の生涯学習の推進に当たっては、その担い手の育成・確保が重要である。このため、2.(3)に掲げた地方公共団体の職員等に対する研修や社会教育主事講習等への位置づけの検討など、障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策を着実に実施する必要がある。

### ④モデル事業の今後の在り方の検討

文部科学省では、障害者の生涯学習推進のための中核的な施策として、平成30年度から「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を実施している。当該事業については、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、外部有識者から「地方自治体が自らの責務として取り組めるよう、事業を再設計すること」、「学校教育との連続性や他府省の領域と思われる事業との連携を検討」、「自治体や国民全体による必要性の認知に向けた補助事業への転換も検討」、「重要なポイントである人材育成について、成果指標として取り入れる工夫をされたい」等々が指摘されている。また、実践研究団体アンケートにおいても、予算等のリソースが少ない民間団体や大学等の取組は持続性等の課題があり、行政からの予算支援等の必要性が指摘されている。

これらの指摘等を踏まえ、当該事業について、これまでモデル事業として取り組んできた成果を普及するための方策の検討や、障害者の文化芸術活動の推進や障害者スポーツ振興等の他の障害者関連施策との関連等の整理を踏まえて、モデル事業から補助事業への転換等も含め検討していく必要がある。

### ⑤障害者の生涯学習や共生社会に関する啓発機会の充実

障害者の生涯学習の推進や「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向けて、社会において障害者の生涯学習に関する関心を高めるとともに、障害理解を深めていくことが求められる。

文部科学省では、平成30年度より毎年開催してきた「超福祉の学校 ～障害の有無をこえて共に学び、つくる共生社会フォーラム～」<sup>14</sup>において、従来の「障害者＝福祉」のイメージを超えて、障害者本人による表現や学びの成果等を発信するパフォーマンスやシンポジウム、幅広い関係者が新しい学び合いの手法を共有するワークショップなどを開催し、共生社会の実現に向けて障害の有無にかかわらない学び合いを促進すると共に、障害者の生涯学習に関する啓発に取り組んできた。本イベントは、民間団体等と連携し、文

<sup>14</sup> 「超福祉の学校」 <http://peopledesign.or.jp/school/>

部科学省スペシャルサポート大使等の協力も得ながら、関心の薄い若年層も幅広く巻き込み、令和2年度に続きオンライン開催となった令和3年度の参加者(視聴)数は約8,500人を数えた。また、本イベントから複数のプロジェクト活動も生まれ、次世代の多様な担い手が各地で取組を開始している。

今後も、障害者の生涯学習の担い手の拡大と共生社会の実現に向けた啓発の観点から、継続・充実していくことが求められる。その際は、関係省庁との連携を図るとともに、メディア等の協力も得て、地方公共団体、関係機関・団体等に広く周知し、全国各地での啓発機会の充実を促進していくことが重要である。

#### 4. むすびにかえて

今日の日本社会における重要課題の一つは、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に取り組むことである。その人それぞれにとっての多様な社会参加を実現しながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現すること、誰一人取り残されない共生社会を実現していくことは、もはや先延ばしにすることができないテーマである。障害者の生涯学習の推進の取組は、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現にも大いに寄与するものであり、全国の各地域に普及・浸透していくことが求められている。

一人ひとりには、それぞれ生活基盤である地域コミュニティがあり、その地域コミュニティには多様な人たちを包摂する機能が求められている。そして社会的包摂の地域コミュニティづくりは、まさに社会教育そのものが貢献できる課題である。古くて新しいこれからの社会教育の在り方として、障害者、外国人、高齢者、孤独・孤立の状況にある方々など、社会で生きづらさを感じている人たちを「誰一人取り残さない」という社会的包摂、教育福祉（教育と福祉の連携）の考え方が必要とされている。

ふりかえれば、これまでの社会教育は、はたして社会的包摂や教育福祉の視点を十分に持ち得てきただろうか。もしかすると、障害者の学びは関係者の視野の外側におかれていたのではなかっただろうか。

これからの社会教育の役割の一つに、社会的包摂の地域コミュニティづくりがあるとすれば、障害者も含めた社会で生きづらさを感じている人たちの学びの場を充実させていくことが大きな使命であるはずである。

障害者の生涯学習の推進において忘れてはならないことは、「当事者中心の生涯学習」の視点、「共に学ぶ当事者」の意識である。「私たちのことは私たちを抜きに決めないでほしい」との声は、まさに当事者の思いそのものである。障害者の生涯学習の担い手は当事者の思いに耳を傾け、当事者自身が主体的に参加・参画でき、共に学び合う場づくりを心掛けなければならない。すなわち、当事者を知り、当事者と出会い、共に対話することが求められているのである。

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会  
議論のまとめ（報告）

別添：障害者の生涯学習の推進に向けて

関係機関に期待される取組

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| (1) 教育委員会 .....                       | 19 |
| (2) 公民館・生涯学習センター .....                | 21 |
| (3) 図書館 .....                         | 23 |
| (4) 特別支援学校等 .....                     | 25 |
| (5) 大学等の高等教育機関 .....                  | 27 |
| (6) 障害福祉担当部局等 .....                   | 29 |
| (7) 社会福祉協議会 .....                     | 31 |
| (8) 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等 .....       | 33 |
| (9) 生涯学習事業に取り組む NPO 等（当事者団体等含む） ..... | 35 |

## (1) 教育委員会

期待される取組：

- ・教育振興基本計画や社会教育・生涯学習推進計画等への障害者の生涯学習に関する位置づけと目標管理
- ・障害福祉関係部局等と連携した推進体制の構築
- ・障害者の生涯学習に関するニーズの調査・把握
- ・障害者の生涯学習に関する取組状況や地域資源等の情報収集・発信
- ・障害理解や合理的配慮の実施等に関する研修等の企画・実施
- ・各種会議体（社会教育委員や公民館運営審議会等）への障害者本人の参画

想定される担い手：

- ・社会教育主事（社会教育指導員等を含む）
- ・社会教育・生涯学習担当部局職員
- ・特別支援教育担当部局職員（指導主事等を含む）

### (現状と課題)

生涯学習社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、誰もが生涯を通して学ぶことのできる環境を整備し、地域の多様なニーズに応じて生涯学習活動を支援していくことは、教育委員会における社会教育・生涯学習担当部局職員の基本的なミッションである。

しかし、「障害者支援＝福祉分野の施策・取組」という行政内部における役割分担の先入観は根強く、教育と福祉の狭間で、学校卒業後の障害者の学びの支援が抜け落ちてしまっている現状がある。

また、障害者の生涯学習に関する先進的な実践の経験やノウハウは、NPOや大学等の民間団体に蓄積されていることが多いため、教育委員会においては、今後、いかに民間団体、障害者福祉担当部局等と連携・協働しつつ、障害者の生涯学習を推進していくことができるかが課題となっている。

### (教育委員会に期待される取組)

教育委員会においては、まず域内の障害者の生涯学習に関するニーズや現状を調査・把握し、教育振興基本計画や生涯学習推進計画等への位置づけと目標管理を行いながら、計画的に施策を推進していくことが求められる。また、障害者の生涯学習の推進の計画等の検討においては、特別支援学校・特別支援学級を含む学校の教育課程と卒業後の学びへの接続、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動等の関連施策との連携が重要である。そうした関係する情報を収集し、関係者と共有していくことが求められる。

実際に事業を推進していく過程では、障害者福祉担当部局等との連携が必要不可欠である。「障害者支援＝福祉分野の施策・取組」という認識から脱却し、教育と福祉が連携して施策を推進していくことが重要であり、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議

会等の場に社会教育・生涯学習担当部局職員が参画するなど、教育と福祉の両輪で障害者の生涯学習を推進していくことが期待される。

また、社会教育施策・計画づくりへの障害者本人の参画も重要な課題である。社会教育の分野ではこれまでも、地域住民の声を施策や事業に反映する仕組みが重視されてきたが、障害者本人の参画は必ずしも進んでいない。社会教育委員や公民館運営審議会・図書館協議会等の各種会議体に障害者本人が参加・参画することで、当事者の声を施策や事業に反映できるような環境整備が求められる。その際は、障害者本人のニーズに基づく十分な合理的配慮の提供がなされる必要がある。

こうした体制整備と共に、社会教育主事や担当職員が障害や障害者の生涯学習の先進事例等について学ぶ機会、障害者本人・障害者団体等と接してニーズや意見を把握する機会を作り出していくことも必要である。例えば、文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を活用した「障害者の生涯学習推進コンソーシアム形成事業」に取り組む北海道教育委員会では、令和2年度に道教育委員会社会教育主事を対象とした障害者の生涯学習に関する基礎的な研修を実施し、令和3～4年度はその社会教育主事による道内178市町村教育委員会等職員対象研修会の実施を推進している。このように、都道府県の場合は域内の市区町村担当職員、市区町村の場合は所管する社会教育施設等の職員を対象に、障害者の生涯学習に関する研修を行い、社会教育事業における障害者対象事業実施のハードルを下げ、合理的配慮等の提供が適切に行われるようにすることが求められる。

#### **(社会教育主事や生涯学習担当者に求められる役割)**

社会教育主事等は、上述した教育委員会に期待される取組を推進するため、中心的な役割を担うことが求められる。その際に重要となる観点は、社会教育主事がすべての役割を担うのではなく、いかに多様な実施主体や担い手を繋ぎ合わせ、効果的にコーディネートしていくかという点である。特に、教育委員会内部はもとより、障害者福祉担当課をはじめとした行政内の他部局や特別支援学校、民間団体等とのネットワークを構築しつつ、多様な人材を結び付け、時に頼りながら、障害者の生涯学習を推進していくことが期待される。

もちろんそのためには、日ごろから高いアンテナを張り、地域で活動するNPO等の民間団体や担い手となり得る人材ともコミュニケーションをとりながら、必要な情報を収集しておくことが欠かせない。

社会教育主事等は、誰一人取り残すことなく、すべての人に必要な学びの機会を提供するという生涯学習の理念を社会教育行政の専門職の立場から再認識し、地域資源を最大限に活かした多様な学びの環境を醸成していくことが求められる。

## (2) 公民館・生涯学習センター

期待される取組：

- ・ ニーズに応じた合理的配慮の提供
- ・ 障害者の参加を想定した講座、集会、イベント等の事業実施
- ・ 障害福祉関係部局と連携した事業の実施
- ・ 障害の有無に関わらず参加できる団体・サークルの育成・支援

想定される担い手：

- ・ 公民館・生涯学習センター職員
- ・ その他社会教育施設職員
- ・ 社会教育関係団体・学習サークル関係者、地域住民

### (現状と課題)

公民館・生涯学習センターに関しては、一部の市区町村において長く取り組まれてきた障害者青年学級等の事業の蓄積や成果が極めて重要であり、障害者の生涯学習の推進主体としての期待も大きい。

しかし、文部科学省の調査<sup>15</sup>によれば、「障害者の学習支援の経験がない」公民館・生涯学習センターが多数であり、地域間で取組の有無に大きな格差がある。

全国の公民館・生涯学習センターにおける諸活動にそもそも障害者が参加できていない現状を変えていくために、障害者を対象とした事業の実施や、誰もが障害の有無にかかわらず学ぶことができる環境の整備が、喫緊の課題となっている。

### (公民館・生涯学習センターに期待される取組)

公的な施設として、今後、公民館や生涯学習センター等の社会教育施設が障害者の生涯学習の推進に向けて果たす役割は極めて重要である。障害者の参加を想定した学級・講座やイベントの実施を通じて、障害の有無にかかわらず、すべての地域住民に開かれた学びの場を提供していくことが求められる。

その際、前述した福祉関係部局との連携が、ここでも重要となる。兵庫県朝来市和田山生涯学習センター<sup>16</sup>が主催する知的障害者を対象とした講座「知的障害者オープンカレッジ」<sup>17</sup>では、福祉関係者(相談支援専門員や福祉事業所職員等)が多く関わり、教育と福祉が連携して障害者の生涯学習を推進することで、障害者本人の生活のニーズに即した、効果的な学びの場が展開されている。地域住民との距離が近い公民館・生涯学習センターでは、地域の障害福祉サービス事業所や障害者団体とも連携して事業を企画・立案すること

<sup>15</sup> 平成30年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm)

<sup>16</sup> 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01728.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01728.html)

<sup>17</sup> 障害者の生涯学習実践紹介動画「共に学び ひろがる世界 2～障害者×生涯学習～」

<https://www.youtube.com/watch?v=mtCQbH-1VUc>



で、特に効果的な学習機会を提供することが期待される。

一方で、これまで障害者の生涯学習に関する事業を実施してこなかった公民館・生涯学習センターでは、まずは既存事業において、合理的配慮提供の準備があることを周知し、ニーズに応じた基礎的環境整備や適切な合理的配慮を提供して障害者の参加を得る等の段階を踏み、徐々に事業を拡充していくことが求められる。障害者だけを対象とした講座だけではなく、健常者と共に同じ時間を過ごし、他者との関わり合いの中で、両者が学び合えるような場をつくることは、共生社会をつくっていく上でも必要な取り組みである。

さらに、障害の有無を問わず参加できる団体やサークルを育成し、障害者が事業実施後も継続して学ぶことができる環境を醸成することも必要である。

### **(公民館・生涯学習センター職員に求められる役割)**

実際の事業実施の担当者として、障害者の参加を想定した講座やイベントの企画・立案、実施運営を行っていくことが求められる。その際、障害者と同じ目線から、寄り添ったコミュニケーションを図り、適切な合理的配慮を提供していくことが必要である。障害者が何を求め、どんな配慮が必要なのか、しっかりと対話し、向き合っていく姿勢が求められる。

さらに、兵庫県朝来市の事例からもわかるとおり、障害者の学びの幅を広げるためには、福祉関係者や地域住民の協力が欠かせない。公民館や生涯学習センター内部だけではなく、教育委員会の社会教育主事等や地域の障害福祉サービス事業所、障害者団体等とも連携しながら、地域資源を把握・活用し、多様な学びの場を提供していくことが求められる。

また、学びの場をつくるだけではなく、講座等の終了後も、障害者が継続して学び続けることができる環境を、職員が意図的につくっていくことも重要である。例えば、講座の中で他の社会教育関係団体との交流機会をつくる、自主サークル化を念頭においたプログラム編成や人材配置を行うなど、学びの循環を生み出す工夫を行うことも期待される。

社会教育主事等と同様、公民館・生涯学習センター職員においても、障害の有無にかかわらず、多様なニーズに応じた生涯学習活動を支援するという基本的なミッションは変わらない。最も重要なことは、公民館・生涯学習センターの職員自身が、障害者の生涯学習を推進していく最前線の立場に居ることを自覚し、障害者の学びの場の拡充に向けた取組を開始することである。

なお、これらの観点は、博物館や文化ホール、スポーツ施設等のその他の社会教育施設においても同様である。事業の

内容・方法、それに基づく合理的配慮の提供内容等は各施設において異なるが、社会教育施設職員に求められる視点や役割は共通しているといえる。

### (3) 図書館

期待される取組：

- ・ 地方公共団体における「読書バリアフリー計画」の策定
- ・ 障害者サービスやアクセシブルな書籍等の提供・充実
- ・ 読書バリアフリーの取組に関する周知・啓発

想定される担い手：

- ・ 司書、図書館職員
- ・ ボランティア、図書館協力者等

#### (現状と課題)

読書は生涯にわたり個人の学びや成長を支えるものであるが、障害者が利用可能な書籍等はいまだ少なく、図書館におけるサポートも十分ではない。このような現状を踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号、以下「読書バリアフリー法」）が令和元年 6 月に制定された。また、読書バリアフリー法第 8 条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」<sup>18</sup>（以下「基本計画」）が令和 2 年 7 月に策定された。地方公共団体とりわけ公立図書館においては、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、基本計画を勘案しながら、障害者の読書環境の整備を推進していくことが求められる。

#### (主に公立図書館に期待される取組)

各館の特性や障害のある利用者のニーズ等に応じ、障害者サービスの充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍や電子書籍等<sup>19</sup>（以下「アクセシブルな書籍等」）の充実、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、段差の解消や対面朗読等の施設整備、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、端末機器等や ICT の利用支援、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及びサピエ図書館や視覚障害者等用データ送信サービス等のインターネットを利用したサービスの活用などが求められる。東京都調布市立図書館では、「利用支援サービス」として、図書館への来館や読書に困難がある方を対象に様々なサービスを提供している<sup>20</sup>。また、読書バリアフリー法第 8 条に基づき、地方公共団体においても、基本計画を勘案し、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する計画（読書バリアフリー計画）」の策定に努めるとともに、都道府県と市区町村、社会教育部局と障害福祉部局、あるいは公立図書館と点字図書館等で組織的に連携

<sup>18</sup> 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和 2 年 7 月、文部科学省、厚生労働省策定） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00822.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html)

<sup>19</sup> 視覚障害者等が利用しやすい書籍は、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LL ブック、布の絵本等がある。視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等は、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等がある。

<sup>20</sup> 文部科学省「社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する調査（令和元年度）」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00929.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00929.html)

し、障害者の読書環境の整備に取り組んでいくことが期待される<sup>21</sup>。

#### (司書等、図書館職員等に求められる役割)

前述の取組を実施する担い手として、司書並びに図書館職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「図書館職員等」）が挙げられる。公立図書館では様々な障害者が利用することが想定されるため、図書館職員等は、図書館利用や読書におけるそれぞれの障害種のニーズ等を適切に理解し、障害のある利用者一人ひとりに応じた障害者サービスやアクセシブルな書籍等を提供していくことが求められる。アクセシブルな書籍等を適切に製作し提供するためには、著作権法第37条の権利制限について正しく理解することが必要である。

また、まずは障害者本人や家族等に、読書バリアフリー法や障害者サービス、インターネットによるサービス、アクセシブルな書籍等について知ってもらうことが重要であり、音声読み上げが可能な「読書バリアフリー啓発用リーフレット」<sup>22</sup>のPDFやテキストデータ、サピエ図書館で公開している点字版とマルチメディアデジ版の活用等により、わかりやすい情報提供を周知・充実する必要がある。さらに、障害のある潜在的な利用者に情報を届けるために、一般市民等への啓発機会の充実も重要である。

なお、障害のある利用者のニーズ等に適切に応えるためには、障害者本人でピアサポートができる図書館職員等の活躍促進も重要である。

---

<sup>21</sup> 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01134.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01134.html)

<sup>22</sup> 「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる『読書バリアフリー法』～」(啓発用リーフレット) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01304.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html)

#### (4) 特別支援学校等

期待される取組：

- ・教育課程における生涯学習の意欲向上の取組
- ・地域と連携した卒業後の学びにつながる取組
- ・同窓会組織等の卒業生支援の在り方の検討
- ・退職教職員の生涯学習における活躍推進

想定される担い手：

- ・教職員
- ・地域学校協働活動推進員、ボランティア
- ・教職員 OBOG 等

#### (現状と課題)

多くの特別支援学校では進路指導として、就労（福祉サービス利用含む）に関すること、生活に関すること、そして余暇に関することへの指導は行っているが、その際に学校卒業後の「学び（生涯学習）」に関する観点を取り上げられることは少ない。

平成31年2月公示の特別支援学校高等部学習指導要領では、各学校において教育課程を編成するにあたり、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めることと明記されている。また、同解説では、生涯学習への意欲の向上についての重要性等が示されている。これらを踏まえ、学校教育課程の段階から生涯学習の意欲向上に向けた取組を実施していくことが極めて重要である。

文部科学省では、こうした課題を踏まえて、障害者の生涯学習啓発リーフレット<sup>23</sup>を作成し、全国の特別支援学校等へ配布した。東京都立青峰学園では、高等部卒業を前に「私の移行計画」を作成するための単元、キャリアガイダンスでこのリーフレットを活用した授業を行っている。障害のある生徒が、具体的な生涯学習の場を知り、学校を卒業しても学び続けたいことや卒業後に自分のやりたいことなどを考える活動等を通して、生涯学習への意欲を高めていく取組である。

#### (特別支援学校と教職員に期待される取組)

特別支援学校の教育課程のなかで生涯学習の意欲向上に向けた取組を実施するにあたり、卒業後の具体的な活動につなげるためには、社会教育や文化及びスポーツ、企業、福祉、高等教育機関などとの密接な連携を図ることが非常に有効である。千葉県立特別支援学校市川大野高等学園では、令和3年度からコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会のなかに設置された生涯学習部会において、生涯学習支援の取組を企画・運営し、推進する場を確保すると共に、生涯学習講座の講師や運営の人材を確保するため、学校支

<sup>23</sup> 「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00601.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html)

援サポーターの運用を始めている<sup>24</sup>。このサポーターは在校生の学習活動や部活動の指導・支援にも大きな役割を担っている。

また、多くの特別支援学校には同窓会等の卒業生団体があり、学校行事等に合わせて年数回の活動を行っている。令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体には、同窓会が卒業生の生涯学習活動を支援する事例<sup>25</sup>も見られた。同窓会の組織編成や活動内容に、卒業生が生涯にわたって学び続ける観点を追加することで、同窓会も障害者の生涯学習活動の担い手になり得る。

### (特別支援学校等と教職員に求められる役割)

特別支援学校等と教職員には、進路指導を中心とした教育課程内の取組において、児童生徒の生涯学習の意欲向上を目指すことが求められる。さらには、卒業生だけでなく地域の障害者に視点を向けていくことや同窓会等を通じて直接、生涯学習の機会を提供することも期待されるが、教職員の働き方改革が推進されていることもあり、特別支援学校の教職員中心の取組からの脱却も必要である。また、教職員たちの意識が、卒業生をいつまでも「教え子」として見てしまう傾向、教職員と生徒の固定的な関係が続いてしまう懸念もある。

これからは、特別支援学校が特別支援教育のセンター的機能を発揮し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の仕組みを活用した地域とともにある学校づくりを進め、地域における特別支援教育の啓発や障害者の生涯学習の取組を関係者の協力を得て地域中心で展開することが望ましい。また、特別支援学級を設置する学校等においても同様に、障害のある在学学生に対する働きかけや卒業生のアフターケアなどの観点から、地域ネットワークの一端を担っていくことが期待される。

また、活発な生涯学習活動事例のなかには、教職員 OBOG の存在が際立っている場合がある。学校外における生涯学習を進めていく駆動力として、教職員経験者が重要な役割を果たすことが求められている。教職員経験者は学びの場のつくり方、障害特性等を考慮した個に応じた対応、学びに向かう前提となる安心できる人間関係づくりという面で多大な貢献をしている。今後も、地域中心の生涯学習の場づくり、具体的な取組の推進などにおいて、コーディネーターやアドバイザー、学習支援者等の役割を担うことが期待される。

<sup>24</sup> 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園 <https://cms2.chiba-c.ed.jp/ichikawaono-sh/>

<sup>25</sup> 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体（同窓会旭出あおば会、愛媛大学教育学部附属特別支援学校同窓会虹の会）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01728.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01728.html)

## (5) 大学等の高等教育機関

期待される取組：

- ・知的障害者を対象とした公開講座・オープンカレッジ等の取組、履修証明制度等の活用検討
- ・行政等と連携した人材養成や関連する情報収集・整理・発信等
- ・地域と連携した学生サークル等の活動充実

想定される担い手：

- ・大学職員、研究者、学生、社会連携センター等の教職員
- ・学生サークル、サークル活動等を指導・支援する教職員

### (現状と課題)

1990年代後半以降、東京学芸大学や大阪府立大学をはじめとする複数の大学で、知的障害者の学校卒業後の学びの機会の確保を目的としてオープンカレッジや公開講座等の取組が行われてきた。令和2年度の文部科学省の調査によれば、主に知的障害者を対象とした公開講座・オープンカレッジ等を開催している大学は、全国で30程度であった<sup>26</sup>。これらの大学では、整備された学習環境や専門性の高い教職員の貢献等で、多様な生涯学習プログラムが開発され、障害者に質の高い学びの機会が提供されている。

しかし、過去に実施していたものの、現在は実施していないという大学もある。取組を継続できていない主な理由として、中心となっていた教職員の退職や異動等が挙げられるなど、大学における障害者の学びの場の継続には課題がある。大学等の高等教育機関には、これまで障害者が高等教育の機会を十分に享受できてこなかった現状も踏まえ、障害学生支援の充実に加え、知的障害者を対象とした公開講座・オープンカレッジや履修証明制度等の取組を大学の社会貢献活動の一つに位置付けるなど、これまで教職員個人の活動として行われがちだった取組が組織に認知されて本務となるよう、取組への理解促進や体制づくりが求められている。

### (大学等の高等教育機関に期待される取組)

オープンカレッジや公開講座を中心とした知的障害者を対象とした大学等の取組は引き続き重要であるが、近年では知的障害者の生涯学習機会を大学等の制度として位置付ける取組も始まっている。その一つが学校教育法第105条に基づいて「特別の課程」を編成し、大学が履修証明を行うプログラムを実施する履修証明制度を活用した神戸大学「KUPI (Kobe University Program for Inclusion)」の取組である<sup>27</sup>。講座は10月から2

<sup>26</sup> 平成30年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm)

<sup>27</sup> 履修証明制度を活用して知的障害者に大学教育を開く神戸大学の「KUPI」では、一般学生のメンターが障害のあるKUPI学生たちの学びの支援に重要な役割を果たしながら、メンター学生自身も学び合いに参画している。  
<http://www2.kobe-u.ac.jp/~zda/KUPI.html>

月までの間に週3回（火・水・金）、17時から20時まで開催されており、知的障害のある受講生（KUPI 学生）が一般学生とともに講義を受けるプログラムもある。参加条件としては、読み書きに関する能力よりも、本人の学ぶ意欲が重視され、KUPI 学生の学びは、教員とともに本事業専属のコーディネーターやメンター役の一般学生が支えている。すべてのプログラムを受講し終えた KUPI 学生には、学長名の履修証明書が交付される。この履修証明制度の活用により、障害のある受講生のプログラムが大学の教育課程に明確に位置付けられ、大学教職員や一般学生、メンター学生の積極的な関わりを得られると同時に、一般学生や教職員にとっても貴重な学びの機会になっている。こうした実践モデルを参考に、新たな取組を開始する大学等が増えることが期待される。

また、神戸大学は大学での「特別の課程」の設置とともに、兵庫県教育委員会が取り組む地域コンソーシアムの取組においても、コーディネーターが関連する情報収集・整理・発信に取り組むなど、大学の専門性を生かした役割を果たしている。高等教育機関には、教育委員会や特別支援学校等をはじめとする地域の関係組織と連携して、障害者の生涯学習や共生社会実現に向けた取組を担う人材の養成や、関連する情報収集・整理・発信等の側面で貢献する役割も期待される。

#### **（大学等の教職員や学生等に求められる役割）**

大学等の取組としては、地域と連携した学生サークルなどの活動も少なくない。大学や学部等の特色を生かしたイベントを主催して障害者に新たな学びを提供する事例、地域における障害者等のイベントにボランティアとして学生等が参加する事例、市の障害者青年学級事業として学びの場の提供・運営を担う事例などがある<sup>28</sup>。これらの取組は地域に障害者の学びの機会を提供するだけでなく、学生にとっての学びの充実や、大学による地域貢献活動、共生社会実現に向けた取組促進という面からも大きな意義がある。

また、特別支援教育や社会教育、障害者福祉等を学ぶ学生が、実際の取組に参加した経験や学びを生かして、大学卒業後に教職員や地方公共団体職員、障害者福祉関係職員等として、障害者の生涯学習活動に関わり続けている事例もある。大学として、このような活動を促進する指導体制や支援の取組が求められている。

---

<sup>28</sup> 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体においては、大阪体育大学、九州ルーテル学院大学、筑波大学、名古屋大学、福岡大学の取組が該当する。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_01728.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01728.html)

## (6) 障害福祉担当部局等

|   |
|---|
| 期待される取組： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者計画等における記載等</li><li>・ 市町村（自立支援）協議会における取組</li></ul> 想定される担い手： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者計画等を担当する障害福祉担当職員、計画策定に関わる関係者</li><li>・ 市町村（自立支援）協議会等を担当する障害福祉担当職員</li><li>・ 市町村（自立支援）協議会構成メンバー</li></ul> |
|---|

### (現状と課題)

地方公共団体における障害者の生涯学習の取組は、社会教育・生涯学習担当部局と障害福祉担当部局等の谷間に落ち込んでしまい、施策化に至らない地域が多い現状がある。障害福祉担当部局や「障害者福祉センター」等は、社会教育・生涯学習の業務を所管していない場合が多いが、障害者の地域における就労や生活、自立や社会参加に関する相談・支援等の所管業務を通じて、障害者本人の生涯学習や余暇等に関するニーズを把握できる行政機関の一つといえる。

障害者の生涯学習は教育と福祉の連携のもとで成り立つ施策である。例えば、都道府県が設置する身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所等や市町村が設置する地域生活支援事業及び通所自立支援事業等を提供する機関（「障害者福祉センター」）においても、障害者本人のニーズを踏まえ、生涯学習とも密接にかかわる取組も実施されている。社会教育・生涯学習と障害福祉それぞれが行政機関としての役割を分担し、連携を密にしながら、障害者の生涯学習の施策を推進していくことが求められている。

### (障害福祉担当部局に期待される取組)

障害福祉担当部局においては、学校卒業後も余暇・レクリエーションや人との出会い、多様な社会体験の機会を求める障害者本人のニーズや学校卒業後の障害者に学び続ける場や機会が不足している地域の現状等も踏まえ、障害者計画等において障害者の生涯学習を位置づけ、具体的な目標等を記載していくことが期待される。

### ((自立支援) 協議会に期待される取組)

障害者総合支援法では、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う（自立支援）協議会の設置に努めることを地方公共団体に求めている。地域の実情に応じ、市町村の（自立支援）協議会を通じて、障害者の生涯学習に関する取組を推進することも考えられる。

福井市では、障害のある人がより自分らしい生活を送るために、人との出会いや交流、社会体験の場等の情報提供を求めて、相談支援事業所に相談するケースが増えていた。そ



ここで、福井市障がい者自立支援協議会<sup>29</sup>では、専門部会の一つ、居宅生活支援部会において交流や活動の場の必要性や意義を議論し、福井市内を中心に生涯学習や余暇・レクリエーション等の活動をしている各種団体や事業所等を対象に、活動状況のアンケート調査を行った。その結果は、冊子「みつけよう！じぶんのやりたいこと～障がい者のためのクラブ・サークル紹介～」<sup>30</sup>にまとめられ、障害者の社会参加の幅を広げるきっかけとなることを目指して発行されている。

#### **(障害福祉担当課職員や(自立支援)協議会関係者に求められる役割)**

福井市の取組は、相談支援等の事業を通じて相談支援専門員等が障害者の生涯学習のニーズをくみ取り、(自立支援)協議会が障害者の地域でのサークル活動をはじめとする生涯学習情報の収集・発信を行った貴重な事例といえる。

この事例のように、障害者の課題やニーズを把握する立場にある相談支援専門員等が生涯学習のニーズをくみ取ることや、個別のニーズの集約から抽出された生涯学習に関する地域全体のニーズを、生涯学習の関係者につないでいくことなどが重要である。

そのためには、(自立支援)協議会の構成メンバーに、学校のみならず社会教育・生涯学習の担当部局や関係者を加えるなどの方策も考えられる。

---

<sup>29</sup> 福井市障がい者自立支援協議会

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117.html>

<sup>30</sup> 福井市障がい者自立支援協議会 居宅生活支援部会「みつけよう じぶんのやりたいこと ～障がい者のためのクラブ・サークル紹介～」

[https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117\\_d/fil/yokashienR2-3.pdf](https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117_d/fil/yokashienR2-3.pdf)

## (7) 社会福祉協議会

期待される取組：

- ・福祉教育を通じた障害理解の促進
- ・ボランティア支援・育成の取組、ボランティアコーディネート

想定される担い手：

- ・社会福祉協議会ボランティアセンター職員、ボランティアコーディネーター等

### (現状と課題)

社会福祉協議会では、障害理解を促進する福祉教育や障害者の生涯学習に参加・参画するボランティアの育成・コーディネートの取組が求められている。

障害者の生涯学習の担い手は、コーディネーターと講師だけではなく、学習者の学びをサポートする有償・無償のボランティアが重要な役割を担う場合がある。

例えば、一部地域の障害者青年学級や大学における障害者の生涯学習の取組においては、大学生等のボランティアスタッフの役割が非常に大きい。「共に学ぶ当事者」になりえるボランティア参加者は、障害者の学習活動を補助的に支援するだけではなく、対等な立場で人間関係を育みながら障害者の学びに伴走する「メンター」としての役割を果たしている場合もある<sup>31</sup>。こうしたボランティアスタッフが自らも共に学ぶ視点を持ち、障害に対する見方や考え方を変えていく学びは、共生社会に求められる福祉教育・ボランティア学習としての側面を有している。こうした障害者の生涯学習活動は、障害者本人のみならず、ボランティア参加者にとっての学習効果も大きいと考えられるが、実際にはボランティア参加者の不足に悩むケースが多い。

### (社会福祉協議会に期待される取組)

社会福祉協議会の多くは、ボランティア支援センターを併設しており、ボランティアの育成やコーディネート、福祉教育の取組等を推進する役割を持っている。社会福祉協議会における福祉教育の取組は、学校教育と連携して実施される場合が多いが、今後はボランティア育成や福祉教育を目的として行われるボランティア体験活動や障害理解の講座等を障害者の生涯学習活動と結び付けていく取組が期待される。

### (社会福祉協議会ボランティアコーディネーターに求められる役割)

社会福祉協議会ボランティアセンター職員やボランティアコーディネーターには、地域の障害者の生涯学習に関わる取組の把握や連携のコーディネートが求められる。その際には、地域のボランティア団体や社会教育施設等との連携の推進と共に、地域の大学等

<sup>31</sup> 例えば、東京都国立市公民館の「しょうがいしゃ青年教室」で活動する主に10～30歳代のボランティアスタッフは、知的障害のあるメンバーの活動を支えながら、日常活動で起こる様々なトラブルや葛藤を話し合いや学習会、記録誌作成等の活動を通じて乗り越えようとする学びを展開する。また、神戸大学 KUPI では、大学生が「メンター」として KUPI 学生の支援を行っている。詳細は事例集を参照。

の関係者とも連携して大学生等を障害者の生涯学習活動につなぐなど、ボランティアを育成し、現場にコーディネートする役割が求められている。

その際には、ボランティアの参加者を学習者として位置づけ、ボランティアの学習を支援していく福祉教育の視点が重要である。

## (8) 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等

期待される取組：

- ・ 障害福祉サービス等を通じた生涯学習に類する取組
- ・ 「地域における公益的な取組」等における生涯学習や「共生社会に資する取組

想定される担い手：

- ・ 運営に関わる人、職員・ボランティア、障害者本人

### (現状と課題)

障害者は学校卒業後、企業等に就労したり障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送ることが多い。その一方で、学校卒業後も引き続き学びの機会を得て、多様な生活体験や職業体験、他者とのコミュニケーションを行ったりする中で、生活や就労の基盤となる力を身に着け、成長したいと考えている人もいる。

こうした障害者の生涯学習の必要性について認識し、取組を行っている障害福祉サービス事業所職員も少なくない。障害福祉サービスを利用する障害者は、家庭と事業所との往復の日常生活になりがちであるため、制度の内外において生活全般を豊かにするための余暇・レクリエーション活動支援を目的として学びの機会を創り出したり、地域の他機関につなげたりしている事業所も多くある。また、学校卒業後の一定期間、学びの機会を提供する生涯学習と関連の深い事業内容を展開する事業所もある。

しかし、そうした必要性を認識しつつも、生涯学習支援のノウハウや地域資源の情報等の不足により、思うように生涯学習に関する取組や情報提供が実施できていない障害福祉関係職員も多いと考えられる。

### (期待される取組)

例えば、各地域の地域活動支援センターでは、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動、社会との交流を促進する活動などが行われており、こうした取り組みにおいても、知的好奇心の探求の要素が取り入れられ、日常的な生活をより豊かなものにしていく。また、自立訓練（生活訓練）事業では、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等を図る支援活動が一定期間にわたり行われている。

近年では、障害者等が農業分野で活躍する「農福連携」の取組も広がりを見せている。この取組は、障害者が農作業を通じて自信や生きがいを持って社会参画を実現していくものである。農福連携に取り組むことは、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあると期待されている。さらに、他の障害福祉サービスと組み合わせて、障害者の文化芸術活動を支援する福祉施設も近年増加しており、生涯学習と関連の深い取組として障害者の成長や社会参加を支援する重要な機会となっている。

これらの取組は、公的な補助金等により運営されていることが多く、事業本来の趣旨・目的を逸脱することはできないが、その一方で、障害者の成長や自立、社会参画を促進し、

人生をより豊かにしていくことを目指しているという観点は、いずれの取組においても共通する。

障害者雇用が進展する一方で、障害者は就職後早期に離職する場合も多く、その要因として職場での人間関係やコミュニケーションのトラブル、自らの能力を十分に発揮する機会に恵まれないなどのミスマッチ等も指摘されている。障害者の個別のニーズに応じて、学校卒業直後の一定期間、障害福祉サービス等と連携して学びの機会を提供していく取組には、こうした課題への対応としても期待が寄せられている。

人が人生を豊かに生き、成長していくためには、広い意味での「学び」の視点が欠かせない。障害福祉サービス等との連携により、障害者本人一人一人が意欲をもって効果的に学び続け成長していくことができる取組が期待される。

#### **(求められる役割)**

こうした現状から、障害福祉サービス事業所等の障害福祉関係職員は、障害者の余暇や生涯学習のニーズを把握し、社会教育・生涯学習関係者と連携・協働できる体制のもとで、生涯学習のノウハウを学んだり、必要な生涯学習支援を創り出したりしていく創意工夫が求められる。また、既存の生涯学習支援の地域資源が他にある場合は、関連情報等を収集して、ニーズを有する障害者本人をつなげていくコーディネートが重要である。生涯学習活動の創出に取り組む人材と、福祉や労働、医療などの分野に携わる人材が連携し、効果的な学びの場づくりを推進するとともに、学びの場に関する情報収集・発信を行うことが求められる。

## (9) 生涯学習事業に取り組む NPO 等（当事者団体等含む）

|   |
|---|
| 期待される取組： <ul style="list-style-type: none"><li>・学びの場づくり</li><li>・啓発事業の実施</li><li>・ピアサポート</li><li>・障害者本人のニーズに基づく政策提言</li></ul> 想定される担い手： <ul style="list-style-type: none"><li>・運営に関わる人、職員</li><li>・ボランティア、障害者本人</li></ul> |
|---|

### (現状と課題)

これまで独自の自主事業として生涯学習に取り組んできた NPO や当事者団体等は、数多く存在しており、実施団体の形態も多様である。これらの取組の多くは、障害者やその身近な人々に寄り添ったものであり、当事者のニーズを踏まえた多彩な活動が行われてきている。

当事者団体や保護者の会などにより、障害者本人やその家族など身近な人々の切実な思いに応えるために始められた活動は、保護者や元特別支援学校教職員等などの献身によって、必ずしも十分ではない体制のもとで運営されている場合も多く、担い手の確保・育成に課題を抱えている。

NPO などの組織的な民間団体においても、組織や制度にとらわれない、柔軟性と機動力のある取組が可能になっている一方で、取組を持続可能なものにしていくための仕組みづくりが課題として指摘されている。

### (生涯学習に取り組む各種団体に期待される取組)

各種団体の取組は、組織や制度にとらわれることなく、障害者本人やその身近な人々に思いを寄り添いニーズを踏まえた取組である。その中には、障害者の社会参加を促進する取組が多くみられる。

保護者の会の取組例として、福岡市手をつなぐ育成会保護者会<sup>32</sup>では、障害者が社会参加する機会を増やし、地域住民とともに活動する場をつくることを目的として、「超参加型音楽会 (MLAP)」<sup>33</sup>を実施している。この取組は、音楽の柔軟性を利用して障害が重くても身体と五感を使って本人主体の参加ができる方法を受容するなどの点に特徴がある。

このように、障害の有無にかかわらず、誰もが参加することを可能にすることで、障害者の社会参画等に寄与することが期待される。また、音楽等を通じて日頃障害者との接点が少ない人たちの障害者への理解啓発につながる取組でもあり、その結果、障害者の生涯

<sup>32</sup> 福岡市手をつなぐ育成会 保護者会 <https://fiku.jp/hogoshakai/>

<sup>33</sup> 福岡市手をつなぐ育成会 保護者会 MLAP 新着一覧 <https://fiku.jp/hogoshakai/news2.php>

学習の担い手の輪が広がることも期待できる。

また、NPO等の独自事業では、障害者本人のニーズに応じ、組織や制度にとらわれない自由な発想で迅速に取組を実現できる点に特徴がある。例えば、NPO法人障がい児・者の学びを保障する会では、あらかじめ障害者が学ぶべきものが用意されているのではなく、無目的な居場所に自由に参加して互いに対話することからスタートし、その空間から生み出された学びへの意欲や当事者の意志を確認しながら、学びのプログラムへと発展させている。そこから、やがて障害者本人が企画運営に参画し、学びの担い手として、また地方公共団体の施策づくり等への参画主体へ進化・成長していくプロセスが生まれている<sup>34</sup>。同時に、学びを支えるコーディネーターの側も、障害者との活動に影響を受けながら、共に学び成長している。

同様に、精神障害や発達障害等の当事者団体による実践研究事業の取組においても、障害者が当事者を支援するピアサポート等の実践が有効であることが示されている。

いずれの取組においても、障害者や身近な人々の気持ちに寄り添い、声に耳を傾け、組織や制度にとらわれず、障害者本人中心のプログラムが組み立てられている。今後もこうした柔軟性のある取組が積極的に展開されることが期待される。

#### **(自主事業として生涯学習事業に取り組む各種団体に求められる役割)**

NPO等の各種団体の取組は、障害者本人やその周辺の身近な人々の切実な必要性や様々な思い、交流や対話など障害当事者との関わりなどから取組がスタートしていることが多い。そうした点を踏まえると、引き続き、障害者本人等の声やニーズを丁寧に受け止め、発信する存在であることが期待される。

また、取組に、地域における面的なネットワークとの関連で広がりをもたせ、取組を持続可能なものにしていくためにも、地方公共団体や他の地域資源との連携が課題となる。そのための一つの方策として、活動の内容、障害者本人の声やニーズ等を多方面に情報発信していくことも重要である。

組織や制度にとらわれることのない、自由で特色ある活動が可能であることを活かし、障害者本人の声やニーズに柔軟に対応したプログラムを開発する等、この分野の取組を牽引していくパイオニアとしての活躍が望まれる。さらには、国や地方公共団体へ積極的な政策提案を行う、オピニオンリーダーとしての役割も期待される。

---

<sup>34</sup> NPO法人障がい児・者の学びを保障する会 <https://npo-manabinokai.com/>  
同法人が実施する実践研究事業に参加・参画する障害当事者3名に学びの成果等に関するヒアリングを実施した。

## 參考資料



# 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会の設置について

令和2年8月13日  
令和3年4月5日一部改正  
総合教育政策局長決定

## 1. 趣 旨

平成31年3月にとりまとめられた学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」においては、障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要が指摘され、国の役割として、障害者の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信が求められている。

このことを踏まえ、社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ役割を果たす中核的人材（コーディネーター）等について、具体的な実践例や担い手の役割等を示した事例集、研修プログラムの開発等を含めた人材育成・配置の方策、育成の過程で身につけるべき専門性等について、具体的な検討を行う標記検討会を設置する。

## 2. 期 間

令和3年4月22日から令和4年3月31日までとする。

## 3. 主な検討事項

- (1) 「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業におけるコーディネーターの役割等に関する研究成果の検証
- (2) 実践研究事業の成果を踏まえ、障害者の生涯学習プログラムの事例紹介と支援を行う際の具体的な役割を明示・発信し、役割の遂行に役立つ事例集の検討・編集
- (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材（コーディネーター等）が身につけるべき専門性、具体的な役割等の検討
- (4) 社会教育士の活用方策等を含めた人材の育成・配置の具体的指針、活用事例の検討

## 4. 実施方法

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

## 5. その他

本件に関する庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において行う。

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会委員一覧

青山 鉄兵 文教大学人間科学部准教授

大森 梓 NPO 法人障がい児・者の学びを保障する会代表理事

梶野 光信 東京都教育庁地域教育支援部主任社会教育主事

志々田まなみ 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官

津田 英二 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授、神戸大学附属特別支援学校校長

平井 威 明星大学客員教授

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 審議経過

| 回    | 開催日時                         | 議 事  |
|------|------------------------------|--|
| 第1回  | 令和2年9月18日(金)<br>13:00~15:00  | 1. 事務局挨拶及び出席者紹介<br>2. 本検討会設置趣旨および今後のスケジュールについて<br>3. 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究事業について<br>4. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成について<br>5. その他意見交換           |
| 第2回  | 令和2年11月18日(水)<br>16:00~18:00 | 1. 事務局挨拶・速記録について・前回の議事要旨確認<br>2. 障害者の生涯学習活動を支える人材に関するアンケートについて<br>3. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成について<br>4. その他意見交換                                   |
| 第3回  | 令和3年3月8日(月)<br>16:00~18:00   | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集全体に関する検討<br>2. 障害者の生涯学習推進のための事例集の各項目に関する検討<br>3. その他意見交換   |
| 第4回  | 令和3年5月20日(木)<br>15:30~18:00  | 1. NPO 法人障がい児・者の学びを保障する会の視察について(報告)<br>2. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成に向けた検討<br>3. その他意見交換  |
| 第5回  | 令和3年7月6日(火)<br>17:00~19:00   | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成について<br>2. その他意見交換   |
| 第6回  | 令和3年9月2日(木)<br>17:00~19:00   | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成に向けた検討<br>2. 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する論点整理について<br>3. その他意見交換   |
| 第7回  | 令和3年11月17日(水)<br>16:00~18:30 | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成に向けた検討<br>2. 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する論点整理について<br>(1) 平井委員からの論点提起<br>(2) 大森委員からの論点提起<br>3. その他意見交換                     |
| 第8回  | 令和3年12月28日(火)<br>15:00~18:00 | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成に向けた検討<br>2. 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する論点整理について<br>(1) 梶野委員からの論点提起<br>(2) 志々田委員からの論点提起<br>(3) 青山委員からの論点提起<br>3. その他意見交換 |
| 第9回  | 令和4年1月19日(水)<br>15:00~17:30  | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成の進捗状況について(報告)<br>2. 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する論点整理について<br>(1) 津田委員からの論点提起<br>3. その他意見交換                                 |
| 第10回 | 令和4年3月2日(水)<br>10:00~12:00   | 1. 障害者の生涯学習推進のための事例集作成の進捗状況について(報告)<br>2. 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方に関する議論のまとめについて<br>3. その他意見交換  |